

**「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の
控除に関する明細書」
(第20号の3の2様式) 記載要領**

- 1 この明細書は、控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
なお、内国法人が法第321条の8第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。
 - 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
 - 3 「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の従業者の数を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○で囲んでください。
 - 4 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の5の欄の金額を記載してください。
 - 5 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の31の欄の金額を記載してください。
 - 6 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の3の欄の金額を記載してください。
 - 7 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の7の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載してください。
 - 8 「各市町村ごとに控除する金額の明細」は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が、次のように記載してください。
 - (1)「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載してください。
 - (2)市町村ごとの⑩の欄の計算は⑦の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 - (3)⑪の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の「税額」の欄又は⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算した金額を記載してください。
- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
 - この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。